

千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部改正について（太陽電池発電所の追加）

1. 国の動き

環境省は、大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じている事例がある等の状況を踏まえ、環境影響評価法（以下「法」という。）の対象事業に太陽電池発電所の設置の工事業及び変更の工事業を追加することとした。（令和元年7月5日公布、令和2年4月1日施行。）

また、経済産業省は、「発電所アセス省令」を改正し、太陽電池発電所の設置又は変更の工事業に係る環境影響評価の項目、並びに調査、予測及び評価の手法等を新たに定める予定である。（令和2年4月1日施行予定）

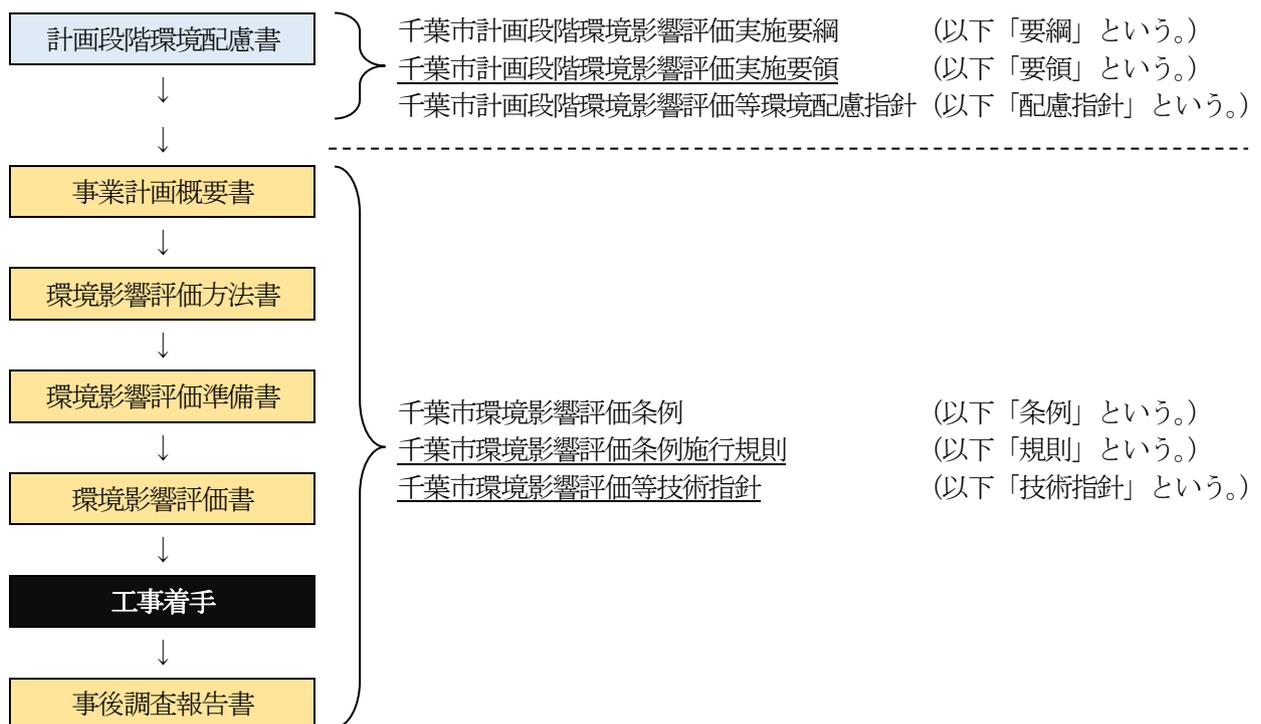
（発電所アセス省令：発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令）

2. 市の対応について

千葉市環境影響評価条例は、法の対象とならない種類・規模の事業について環境影響評価手続を定めるほか、法対象事業についても事後調査報告書の送付など独自の手続を定めている。

今回の政令改正の趣旨を踏まえ、条例対象事業に太陽電池発電所の設置の工事業等を追加することとし、千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部改正を行う。

参考：千葉市の環境影響評価手続きと適用条例等（下線部は今回改正を見込んでいるもの）



(1) 対応の概要

条例対象事業に「太陽電池発電所の設置の工事業」及び「太陽電池発電所の変更の工事業」を追加するため、規則及び要領の別表第1（対象事業の要件及び規模）を改正する。

なお、対象事業の追加に伴い、軽微な修正の要件及び軽微な変更の要件についても併せて改正を行う。

また、太陽電池発電所の環境評価項目を追加するため、技術指針の改正を行う。（配慮指針は、技術指針の表を引用しているため、改正しない。）

(2) 改正方針

ア. 対象事業の規模要件（規則別表第1及び要領別表第1）

対象事業の要件：太陽電池発電所の設置の工事業 及び 太陽電池発電所の変更の工事業
規模要件の指標：面積

【設定理由】

対象事業の要件：条例において対象事業は「発電用電気工作物の設置又は変更」としており、既に規定されている火力発電所及び風力発電所の事業の要件の表記と整合を図る。

規模要件の指標：太陽光発電事業は、面的な改変を行うことによる環境影響が大きいと考えられるため、「面積」としている。

なお、国は、法において総出力（kW）で設定しているところだが（下表参照）、地方公共団体の環境影響評価条例において規模要件の指標を面積（ha）とすることを否定するものではなく、法の規模要件と条例の規模要件の指標が異なっても、それが、相互に補完し合い、環境影響評価を実施すべき事案を確実に対象に含められることが期待される、としている。

また、現在、太陽電池発電所の追加を検討している千葉県環境影響評価条例においても「面積」とする方向で検討が進んでいることも参考とした。

指標の内容：「面積」の具体的な内容については、現行の規則において定めている「施行区域の面積」や「開発区域の面積」のほか、千葉県及び他政令市における事例を参考に検討する。

参考：環境影響評価の対象事業（発電所）

種類	法対象事業		県条例対象事業 (基本事業)	市条例対象事業
	第1種事業	第2種事業		
水力発電所	3万kW～	2.25万～3万kW	2.25万～3万kW	—
火力発電所	15万kW～	11.25万～15万kW	11.25万～15万kW	11.25万～15万kW
地熱発電所	1万kW～	7,500kW～1万kW	—	—
原子力発電所	全て	—	—	—
風力発電所	1万kW～	7,500kW～1万kW	7,500kW～1万kW	7,500kW～1万kW
太陽光発電所	4万kW～	3万～4万kW	(検討中)	(今回設定)

参考：千葉市環境影響評価条例対象事業のうち面整備事業等の規模要件

事業の種類	規模要件			
4 廃棄物最終処分場	埋立処分場所面積	4ha(特定区域を含む場合は2ha)以上		
5 公有水面その他の水面の埋立 又は干拓	埋立又は干拓の面積	40ha以上		
6 土地区画整理事業	施行区域の面積	市街化区域内:50ha以上 市街化調整区域を含む場合:20ha以上 特定区域を含む場合:10ha以上		
7 新住宅市街地開発事業				
8 工業団地造成事業				
9 新都市基盤整備事業				
10 流通団地造成事業				
11 宅地開発事業	開発区域の面積			但し、以下の場合 10ha以上 ・特定区域が含まれる場合 ・自然公園 ・地域森林計画対象民有林
12 レクリエーション施設用地 造成事業				
17 土石の採取	採取場区域面積	30h以上		
18 土砂等の埋立等	埋立面積	40h以上		

※ 特定区域とは、首都圏近郊緑地保全法に定める近郊緑地保全区域の区域をいう。

参考：千葉県及び他政令市における太陽光発電事業に係る指標の例

指標	自治体名
敷地面積	仙台市
施行区域の面積	さいたま市
敷地面積 または 森林伐採面積	静岡市、浜松市
敷地面積のうち自然の改変を伴う部分の面積 または 緑地の保全区域等の部分の面積	神戸市
土地の形状変更等の面積	岡山市
設置に係る区域の面積	北九州市
出力	川崎市、相模原市、名古屋市
太陽電池発電所施設（太陽電池パネル等）の水平 投影面積	千葉県（検討中※）

※ 千葉県については、令和2年2月21日の千葉県環境影響評価委員会にて示された案であるため、確定した内容ではない。

イ. 軽微な修正の要件（別表第3関係）

軽微な修正の要件とは、事業計画概要書の公告後、環境影響評価書の公告が行われるまでの間に事業内容を修正する場合であっても、環境影響評価手続の再実施が不要となる要件である。

指標の内容を決めたのち、現行の「発電用電気工作物の設置又は変更」（火力発電所及び風力発電所）の規定、千葉県及び他政令市の事例等を参考に、検討する。

参考：規則別表第3（抜粋）5 発電用電気工作物の設置又は変更

事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
燃料の種類	
冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	

ウ. 軽微な変更の要件（別表第4関係）

軽微な変更の要件とは、環境影響評価書の公告後、事業着手までの間に事業内容を変更する場合であっても、環境影響評価手続の再実施が不要となる要件である。

指標の内容を決めたのち、現行の「発電用電気工作物の設置又は変更」（火力発電所及び風力発電所）の規定、千葉県及び他政令市の事例等を参考に、検討する。

参考：規則 別表第4（抜粋）5 発電用電気工作物の設置又は変更

事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
燃料の種類	
冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
年間燃料使用量	年間燃料使用量が10パーセント以上増加しないこと。
ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増加しないこと。
煙突の高さ	煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。
温排水の排出先の水面又は水中の別	
放水口の位置	放水口が100メートル以上移動しないこと。

エ. 技術指針

本市の技術指針では、一定程度の影響が想定される場合に、環境影響評価を行う環境要素として環境影響評価項目を選定することとなっている。

一方、環境影響評価法対象の発電所の設置又は変更の工事の事業については、発電所アセス省令で環境影響評価項目や調査、予測及び評価の手法等を定めており、今回太陽電池発電所が法対象事業に追加されたことを踏まえ、改正される予定である。(令和2年4月1日施行予定、詳細は6頁の別表第五を参照)

今後、発電所アセス省令を参考に、太陽電池発電所の設置等の事業に係る環境影響評価に必要な項目を検討していく。

【特有の環境影響】

- ・ パワーコンディショナからの騒音
- ・ 太陽光パネルからの反射光 (近隣の住環境、景観、飛来する生物等の生態系への影響)
- ・ 太陽光パネルの撤去・廃棄

出典：「太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について (答申)」(2019年4月、中央環境審議会)

4. 今後のスケジュール

令和2年3月13日	千葉市環境影響評価審査会 (諮問)
4月下旬～5月中旬	千葉市環境影響評価審査会 (審議)
6月 (1か月)	パブリックコメント (規則改正案等)
7月中旬～下旬	千葉市環境影響評価審査会 (答申)
8月	千葉市環境影響評価条例施行規則の一部改正等 公布
10月1日	千葉市環境影響評価条例施行規則の一部改正等 施行

